

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成23年12月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

経年管対策（その41）公共下水道工事

(2) 工事場所

京都市下京区朱雀正会町 他 地内

(3) 工事概要

ア 円形管布設替工

VP ϕ 250ミリメートル L=107.65メートル

VP ϕ 300ミリメートル L= 5.45メートル

イ 円形管更生工

ϕ 200ミリメートル L= 24.15メートル

ϕ 230ミリメートル L=971.00メートル

ϕ 300ミリメートル L=822.35メートル

ϕ 350ミリメートル L= 38.90メートル

ϕ 380ミリメートル L=313.65メートル

ϕ 400ミリメートル L= 43.60メートル

ϕ 450ミリメートル L=213.20メートル

(4) 工期

契約の日から300日以内

(5) 本件入札は、総合評価方式により行う。その概要是、5(1)及び(2)において示す。

なお、詳細については、入札参加資格の確認結果通知の際に交付する「経年管対策（その41）公共下水道工事に係る落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、平成23年度の土木工事の種目のランクが「A1」であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

- (4) 本件入札の一般競争入札参加資格確認通知日において、京都市上下水道局が公告した土木工事の種目における一般競争入札で、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0_6.html

(2) 交付期間

この公告の日から平成23年12月26日（月）午後5時まで

(3) 交付方法

(1)の用度課のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続

(1) 入札方式

ア 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

イ 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する。

(2) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を添付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けるこ

と。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(3)に掲げる条件に関する書類等

(3) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成23年12月26日（月）までの午前9時から午後5時まで

(4) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成24年1月10日（火）に、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。

工事の設計書及び図面については、平成24年1月17日（火）までに株式会社中央精器（京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町396 第3キヨートビル 電話075-871-8400）において購入すること（購入時間は、午前9時から午後5時までとする。）。この参加資格の確認の通知日から平成24年1月17日（火）までの期間に設計書及び図面の購入をされなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができないものとする。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成24年1月12日（木）までに、3(1)の場所に提出すること。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成24年1月16日（月）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、京都市上下水道局が公告した当該種目における一般競争入札において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき、又は落札決定に至っていない

同種目の他の工事入札において低入札価格の対象となる応札を行ったとき。

ウ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

オ その他管理者が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

5 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行う。

(1) 技術資料の提出

必要事項等について、記載漏れのないように技術資料を提出すること。

なお、提出期日及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期限

平成24年1月18日（水）

イ 提出場所

3(1)の場所

(2) 技術資料の評価

入札参加資格の確認結果通知の際に交付する落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

なお、本件の配置予定技術者のうち1名については、下記のとおり評価する。

ア 施工実績

平成13年度以降に元請として受注し、技術資料提出期限までに完成済みの国又は地方公共団体が発注した同種工事又は類似工事のうち、配置予定技術者が監理技術者又は主任技術者として従事した実績を評価する。この場合において同種工事とは、下水道管更生工法のうち反転工法又は形成工法により1スパン（人孔間）30メートル以上を施工した工事とする。類似工事とは、同種工事に該当する工事以外で、下水道管更生工法又は修繕工法（止水工法、内面補強工法又はライニング工法）により施工した工事とする。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20パーセント以上の場合に限るものとする。

なお、同種工事及び類似工事のいずれの工法も財団法人下水道新技術推進機構による建設技術審査証明を受けていること。

イ 配置予定技術者のC P D取得状況

配置予定の監理技術者に係る平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間に取得した継続教育（C P D）の単位について評価する。

評価水準については、社団法人全国土木施工管理技士会連合会にあっては20ユニット以上、社団法人日本技術士会にあっては50 C P D時間以上、社団法人土木学会にあっては50 C P D単位以上、又はその他の建設系C P D加入団体にあっては当該団体の示す推奨単位以上とする。ただし、単一企業の社内研修会は単位数算定の対象外とする場合がある。

6 入札期間及び開札日時

(1) 提出期間

平成24年2月6日（月）、7日（火）及び8日（水）の午前9時から午後5時まで

(2) 開札日時

平成24年2月9日（木）午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、3(1)の場所で閲覧に供し、併せて用度課のホームページにおいて公表する。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額にて入札すること。

7 落札者の決定方法及び低入札価格調査

技術資料等の評価による得点を入札価格で除すことによって得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合（以下、その入札者を「低入札価格入札者」という。）は、同制度による調査を実施するので、開札日の翌日から2日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）の午後5時までに低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」という。）を3(1)の場所に提出すること。

低入札価格入札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如

何を問わず入札参加資格を取り消し、その者に対し要綱第27条第1項の規定に基づき、競争入札参加停止措置を行う。

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとときは、その者との契約を行わない。

低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、3(1)の場所において掲示する。

なお、最も高い総合評価点を得た者が2者以上ある場合は、入札価格がより低い者を落札者とする。この場合において、入札価格が同額である者が複数あるときは、入札価格が同額である者の中から抽選により落札者を決定する。

8 低入札価格調査を経て落札者となった者の取扱い

- (1) 本件入札において、低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成の日（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日）まで、京都市上下水道局が実施する当該種目の入札には参加できないものとする。
- (2) 前払金を契約金額の4割から2割に引き下げるのこととする。
- (3) 契約保証金を契約金額の1割から3割に引き上げることとする。
- (4) 中間前払金制度を適用しないこととする。

9 入札の無効

- (1) 京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。
- (2) 本件入札及び本件入札と開札日を同じくする他の同種目の工事の入札において低入札調査基準価格を下回る額の応札（以下「低価格入札」という。）を複数の入札で行った場合は、その者の行った低価格入札は全て無効とする。
- (3) 5(1)の技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当する場合のほか、必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出しなかった場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、参加停止措置を行う。

10 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 積算内訳書の提出

ア 入札参加者は、入札金額に対応する積算内訳書を添付し、電子入札システムに到達させること。

イ 積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとする。

ウ 積算内訳書は、入札の参加条件として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札保証金 免除

(5) 契約保証金 必要

(6) 前払金 有

(7) 中間前払金又は部分払 契約時選択

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（上下水道局総務部用度課）